

**池田市立学校園給食調理等業務委託
公募型プロポーザル**

募集要項

令和6年8月

池田市

1 目的

令和 7 年度から実施する池田市立学校園給食の調理等業務の委託について、複数の事業者からの企画提案書に基づく公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業概要

(1) 業務名 池田市立学校園給食調理等業務委託

(2) 対象施設

施設名	池田市立学校給食センター
所在地	池田市東山町 140 番地
建物規模構造	鉄骨造 2 階建、延床面積 4,887.51 m ²
建築年月	令和 2 年 5 月
調理能力	9,000 食/日
運用方式	ドライシステム方式

(3) 契約期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで (5 年間)

(4) 業務内容 別添仕様書のとおり

(5) 提案限度額 年間調理食数 140 万食を想定した金額：1 食あたり 203 円
(消費税及び地方消費税は含まず)
ただし、限度額を超える場合には失格とする。

3 参加資格要件

プロポーザルに応募する事業者は、次の (1) (2) のいずれかに該当し、(3) ~ (7) の全ての要件を満たしていること。

(1) 池田市入札参加有資格者名簿に登録されている法人であること。ただし、公募の日からプロポーザル実施日までの間において、「池田市指名停止措置要綱」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(2) 前号に該当しない法人について、次に掲げる資格及び本業務と同様の業務を受託した実績を有し、かつ自己を証明する書類を提出する法人とする。

① 代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し、3 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は企画提案代理人として使用する者でないこと。

③ 引き続き 2 年以上、当該営業を営んでいること。

④ 国税、地方税及びその他本市に対する債権等を滞納していないこと。

⑤ 池田市暴力団の排除に関する条例第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

- ⑥宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (3) 1日3,000食以上の学校給食共同調理施設での受託実績を有していること。
- (4) 大阪府内に本社又は営業所を有し、池田市教育委員会と連携・調整が速やかに行えること。
- (5) 各種マニュアルが整備されていること。必要マニュアルとして、衛生管理、危機管理、アレルギー対応のマニュアルが整備されていること。
- (6) 製造物責任法（平成6年法律第85号）に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入していること。ただし、未加入であっても契約締結時までには加入する場合は、参加資格を有していることとする。
- (7) プロポーザル参加表明書提出時において、食品衛生法に基づく営業に禁止又は営業の停止の処分を過去1年間の間に受けていないこと。

4 募集等のスケジュール

募集から履行開始までのスケジュールは次のとおり。

応募に関して、提出された書類は返却しない。

内 容	日 程
〈1〉 募集要項等の公表	令和6年8月1日（木）
〈2〉 プロポーザル参加表明書等提出	令和6年8月16日（金）正午必着
〈3〉 事業者説明会及び現場見学会	令和6年8月19日（月）
〈4〉 質問の受付期間	令和6年8月19日（月）～8月21日（水）
〈5〉 質問に対する回答	令和6年8月23日（金）
〈6〉 企画提案書等提出締め切り	令和6年9月6日（金）正午必着
〈7〉 プレゼンテーション及びヒアリング 審査	令和6年9月20日（金）
〈8〉 選定結果の通知、公表	令和6年9月下旬
〈9〉 受託事業者の決定	令和6年10月中旬
〈10〉 業務開始準備	受託決定日～令和7年3月31日（月）
〈11〉 業務開始	令和7年4月1日（火）～

〈1〉 募集要項等の公表

市ホームページにて公表

〈2〉 プロポーザル参加表明書等提出

ア. 提出書類

- ①プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- ②参加資格要件確認書兼誓約書（様式第1-1号）
- ③納税証明書（納期期限の到来している国税及び地方税に未納がないことを証明する書類）
- ④業務実績表（様式第1-2号）

⑤マニュアル一覧表（任意様式）

⑥衛生管理・危機管理・アレルギー対応その他マニュアルの写し

イ. 提出方法

上記の期間内に事務局まで持参すること。（郵送等は受け付け不可）

〈3〉事業者説明会及び現場見学会

次のとおり説明会及び見学会を開催する。見学会の参加は任意であるが、説明会には必ず出席すること。

ア. 事業者説明会

日時：令和6年8月19日（月）午後3時から

場所：池田市立学校給食センター

受付：同上 午後2時30分から

イ. 現場見学会

事業者説明会終了後、午後4時から

①申し込みは、事務局までプロポーザル参加表明書と併せて、事業者説明会及び現場見学会参加申込書（様式第2号）を提出すること。

②出席者は、腸内細菌保菌検査（検査項目：サルモネラ菌、赤痢菌、腸管出血性大腸菌 o157、o026、o111）の検査結果の他、清潔な白衣、帽子、マスク及び衛生靴（上処理・下処理）を持参すること。

③現場見学では、質問は受け付けない。

〈4〉質問の受け付け

質問書（様式第3号）に内容を簡潔にまとめて記載し、上記日程（事業者説明会終了後～期限日の午後5時）に事務局までメールにより提出すること。電話や口頭による質問は受け付けない。

〈5〉質問に対する回答

質問の回答は、上記日程において、参加表明者全員にメールにより回答する。

〈6〉企画提案書等の提出

ア. 受付期間

令和6年8月26日（月）～令和6年9月6日（金）午後5時（土日は除く）

イ. 提出書類

①企画提案書等提出書（様式第4号）

②会社概要（様式5号）

・商業登記簿謄本（提出日より3か月以内に発行されたもの）

・企画提案書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び法人にあつては、直近3か年における事業報告書、貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の明細があるもの。）、キャッシュフロー計算書及び株主資本等変動計算書

③業務実績表（様式第1-2号）

④見積書（様式第6号）

年間調理食数 140 万食を想定した 1 食あたりの金額（消費税及び地方消費税は含まず）

⑤企画提案書（任意様式）

本業務に関する基本的な考え方及び具体的な取り組みや体制など、次に定める項目を含めて提案書を作成すること。作成にあたっては、原則として、A4判・縦型・横書き・左綴じとし、ページ番号を付すこと。

◎提案項目：審査の視点については「③審査項目と視点（P5）」を参照

「学校給食に対する取り組み姿勢」

（留意点）

- ・学校給食調理業務を受託するに際しての方針
- ・教育としての学校給食の考え方とそれを具体化するための実施方法
- ・食育等への取り組みの提案や実践等
- ・雇用方針

「衛生管理、危機管理体制」

（留意点）

- ・衛生管理方針や危機管理方針の基本的な考え方やマニュアルの整備状況、調理従事者の研修体制等
- ・調理対応（ドライシステム・アレルギー除去食・集団給食調理技術指導等）に対する基本的な考え方・対応・研修体制等

「地域貢献」

（留意点）

- ・他の委託先での実績や対応、会社の方針

ウ. 提出部数 17 部（正本 1 部、副本 16 部）

※A4判・縦型のファイルに綴じて提出すること。

エ. 提出方法 受付期間内に事務局まで持参すること。（郵送等は受け付け不可）

※提出期限までに提出のない事業者は、プロポーザルの参加を辞退したものとする。

オ. 参加辞退届

参加表明書の提出後に辞退をする場合は、参加辞退届（様式第7号）を事務局に提出すること。

〈7〉プレゼンテーション及びヒアリング審査（企画提案書等の審査）

池田市立学校園給食調理等業務委託事業者選定委員会（以下、選定委員会という。）において、下記の審査を行い総合的に最も優れた事業者を選定する。

審査は、提出された企画提案書等、プレゼンテーション、選定委員会によるヒアリ

ングにより行う。

①プレゼンテーション及びヒアリング審査

- ア. 日時 令和6年9月20日(金) 午前10時から
- イ. 場所 池田市役所 3階議会会議室
- ウ. 時間 プレゼンテーション(20分)とヒアリング(20分)の40分程度
- エ. 参加人数 1事業者3名まで
- オ. 準備物 プレゼンテーションに使用する備品は、各自準備すること。
(プロジェクターとスクリーンは事務局で準備。プロジェクターへの
差込口はHDMI)
- カ. その他 審査(プレゼンテーション)の日程は応募事業者数により変わるため、
企画提案書等提出後に応募事業者ごとに設定し、メールにより通知。

②プレゼンテーションは、参加表明書の受付順とし、当日の追加資料は不可。

③審査項目と審査の視点

()内は各項目の配点。合計150点

- ア. 学校給食に対する取り組み姿勢(55点)
- ・学校給食の教育的義務を理解し、おいしい給食及び食べ残し抑制への方策
 - ・安全を最優先とした学校給食(アレルギー対応食を含む)の提供
 - ・地産地消やリクエスト給食などを含む食育支援
 - ・業務を行う人員と有資格者と適正な配置
 - ・従事者への指示命令、市からの指示事項の伝達体制
- イ. 衛生管理、危機管理体制(50点)
- ・「学校給食衛生管理基準」「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づいた体制
 - ・食中毒や異物混入等の防止対策、事故発生時の対処方法
 - ・従業員の急病やその他欠員に対するサポート体制
 - ・従業員に対する衛生管理や危機管理に関する教育研修体制
- ウ. 業務実績、経営状況等(15点)
- ・学校給食調理業務における実績
 - ・会社の経営状況
- エ. 地域貢献(10点)
- ・地元優先の雇用計画
 - ・災害時の市への協力体制
- オ. 見積額(20点)
- ・積算の妥当性、提案内容との整合性

〈8〉選定結果の通知、公表

選定結果は、参加事業者全員に通知するとともに、市ホームページにて公表

〈9〉受託事業者の決定

選定委員会の審査結果を踏まえ、合計評価点数の高い事業者を優先交渉権者とし、契約交渉を行うものとする。評価点が高数の場合は、選定委員の多数決によるものとする。

なお、受託予定者が契約を締結しない場合は、評価点の高い参加事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した参加事業者と契約を締結するものとする。ただし、選定委員の評価点の平均が90点を上回らない場合、優先交渉権者に選定しない。

参加事業者が1社であった場合、選定委員の評価点の平均が90点を上回った提案であった場合は、優先交渉権者として契約に向けて交渉を行う。

〈10〉 業務開始準備

令和7年3月31日までは業務開始までの準備期間とし、準備等に関する経費はすべて受託事業者の負担とする。

5. 事務局

池田市教育委員会 管理部 学校給食センター

〒563-0012 池田市東山町140番地

TEL：072-751-8311・8312

Fax：072-751-9695

E-mail：kyusyoku@city.ikeda.osaka.jp